

## 公益社団法人自動車技術会 常勤役員報酬規則

### (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第20条第2項の規定に基づき、常勤役員の報酬及び通勤手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規則において、常勤役員とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。

### (報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は年額とする。

### (報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬の年額は、別表1「常勤役員の年間報酬額」に定める金額の範囲内とし、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

2 常勤役員の報酬月額は、前項により決定された年間報酬額の12分の1とする。

### (報酬の支払方法)

第5条 報酬は、その金額を通貨で、直接常勤役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤役員の申し出により、前項の支払は、常勤役員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (報酬の支払日)

第6条 報酬は、その月の月額の全額を毎月20日に支給する。ただし、支払日が本会休業日又は金融機関の休日に当たる場合は、その前営業日を支払日とする。

### (通勤手当)

第7条 通勤手当は、公益社団法人自動車技術会給与規則第18条に規定する支給要件に該当する範囲で支給する。

### (日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の定めにより報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から公益社団法人自動車技術会給与規則第23条に掲げる休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

### (報酬の端数処理)

第9条 この規則による計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入により円単位で支給する。

### (改 廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、2010年6月1日から施行する。
- 2 役員報酬規則（2004年2月1日施行）は廃止する。
- 3 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）

**別表 1** 「常勤役員の年間報酬額」

1,700万円までの範囲内